

# 山梨県公報

第六百八十四号

令和八年

九月三日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更（二件）

### 公告

○砂利採取業務主任者試験の実施

○韮崎都市計画の変更案の縦覧

### 企業局

○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

告示

山梨県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和八年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳平塩山線
- 三 道路の区域

| 区間                                                       |   | 旧新の別        | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|----------------------------------------------------------|---|-------------|-----------------|--------------|
| 山梨市牧丘町柚口字柚口山三〇〇八番一<br>地先から<br>山梨市牧丘町柚口字柚口山三〇〇八番一<br>地先まで | 旧 | 六・一<br>九・〇  | 六四・〇            |              |
|                                                          | 新 | 八・〇<br>一一・七 | 六四・〇            |              |

山梨県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年九月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和八年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

| 区間                                                       |   | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員<br>（メートル） | 延長<br>（メートル） |
|----------------------------------------------------------|---|----------|-----------------|--------------|
| 大月市猿橋町猿橋字西小倉一七六四番一<br>地先から<br>大月市猿橋町猿橋字西小倉一七五五番二<br>地先まで | 旧 |          | 四・八<br>一七・一     | 一一・七         |
|                                                          | 新 |          | 四・八<br>八・二      | 一一・七         |

# 公 告

## ◎ 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和八年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 試験日時 令和八年十一月十三日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 五 受験手続

### 1 提出書類

#### （一） 受験願書

- （二） 砂利採取業務主任者試験受験票及び砂利採取業務主任者試験受験票（控）  
（砂利採取業務主任者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦六センチメートルかつ横四センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）

- 2 受験手数料 八千百円（受験願書に納付済証を貼り付けること。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

- 六 受験願書受付期間 令和八年十月十九日（月）から十一月二日（月）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時三十分から午後四時三十分まで（ただし、正午から午後一時までを除く。）とする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

- 七 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部森林整備課
- 八 合格者の発表 令和八年十一月二十七日（金）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には郵送により合格証を交付する。

## 九 その他

### 1 試験当日持参する物

- （一） 砂利採取業務主任者試験受験票
- （二） 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五―二二三―一六

四五）に問い合わせること。

◎ 葦崎都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 葦崎都市計画道路（三・四・六号 南下条穂坂線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

葦崎市水神一丁目三番一号 葦崎市建設課

四 縦覧期間 この公告の日から令和八年九月十七日まで

# 企 業 局

## 山梨県企業局管理規程第九号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三日

山梨県公営企業管理者 齊 藤 武 彦

## 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第四号の表2の項中「前項」を「前二項」に、「七三〇円」を「一、四四〇円」に改め、「（当該作業が夜間に行われた場合は五割増（夜間に行われたとしてもその危険性が増大しないと管理者が認めるものを除く。））」を削り、同項を同表3の項とし、同表1の項中「四八〇円（当該作業が夜間に行われた場合は五割増）」を「九五〇円」に、「七三〇円（当該作業が夜間に行われた場合は五割増）」を「一、四四〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                                                                                                                                    |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 2 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 | 一日 九五〇円 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

別表第五第四号の表の備考を次のように改める。

備考 表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

一 1の項に掲げる作業又は3の項に掲げる作業のうち1の項に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 表に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 1の項に掲げる作業又は3の項に掲げる作業のうち1の項に掲げる作業に相当する作業が管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合 表に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 2の項に掲げる作業又は3の項に掲げる作業のうち2の項に掲げる作業に相当する作業が深夜（午後十時から翌日午前五時までの間をいう。）において行われた場合 表に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の山梨県企業局職員の給与に関する規程の規定は、令和八年四月一日から適用する。